

要措置区域 / 形質変更時要届出区域	指定年月日	所在地	面積(m ²)	調査契機	特定有害物質の項目		
					特定有害物質の種類	溶出	含有
形質変更時要届出区域 (自然由来特例区域)	H23. 8. 9	秋田県秋田市新屋島木町1-195	170.00	第14条	砒素及びその化合物	○	—
形質変更時要届出区域 (自然由来特例区域)	H25. 3. 25 一部追加 H28. 1. 26	秋田県秋田市山王一丁目1番1の一部、1番2、2番1及び2番2	25,851.40	第14条	砒素及びその化合物	○	—
形質変更時要届出区域	H26. 9. 19	秋田県秋田市向浜一丁目1-19の一部	2,640.00	第14条	砒素及びその化合物	○	—
形質変更時要届出区域	H28. 4. 5	秋田県秋田市中通七丁目3番1号の一部、秋田県秋田市榎山字長沼24番地2の一部及び27番地3の一部	3,720.30	第14条	水銀及びその化合物 鉛及びその化合物	○	—
形質変更時要届出区域	H28. 11. 14	秋田県秋田市茨島三丁目18-1の一部、18-2、18-3、18-4	15,395.45	第14条	カドミウム及びその化合物 鉛及びその化合物 砒素及びその化合物	○	—
形質変更時要届出区域	H29. 7. 24	秋田県秋田市榎山字長沼27番3の一部および27番6の一部	1,800.00	第14条	水銀及びその化合物 鉛及びその化合物	○	○
形質変更時要届出区域	H30. 8. 3	秋田県秋田市榎山字長沼1番1の一部および24番2の一部	2,314.00	第14条	鉛及びその化合物	○	○
形質変更時要届出区域	R2. 7. 10	秋田県秋田市茨島三丁目18番地1の一部	8,103.23	第14条	カドミウム及びその化合物 六価クロム化合物 水銀及びその化合物 セレン及びその化合物 鉛及びその化合物 砒素及びその化合物 ふっ素及びその化合物	○	○
形質変更時要届出区域	R3. 1. 28	秋田県秋田市茨島三丁目14番19、18番1の各一部	2,009.55	第14条	水銀及びその化合物 セレン及びその化合物 鉛及びその化合物 砒素及びその化合物 ふっ素及びその化合物	○	○
形質変更時要届出区域	R4. 7. 6	秋田県秋田市茨島三丁目18番1の一部	8,978.20	第14条	カドミウム及びその化合物 六価クロム化合物 水銀及びその化合物 セレン及びその化合物 鉛及びその化合物 砒素及びその化合物 ふっ素及びその化合物	○	○

※ ○：基準値超過 —：基準値以下